

様式1

整理番号

消防一法申一5

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課（06－4393－6242）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	仮使用の承認
概 要	製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造又は設備を変更する場合には、完成検査を受けるまでの間は当該危険物施設の使用が禁止されています。しかし、その変更の内容によっては危険物施設の一部のみの変更工事であって、その他の部分は従前のまま使用しても安全上問題がない場合、当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について、完成検査を受ける前に仮に使用するため、市長の承認を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	・消防法第11条第5項
審査基準	・「大阪市危険物規制審査基準」第2章、第2節、第2 仮使用承認基準 ・審査基準は、大阪市ホームページに掲載しています。 (http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000307817.html)
標準処理期間	下記備考欄C区分に掲げる製造所等の変更許可申請に係るもの＝12日 下記備考欄D区分に掲げる製造所等の変更許可申請に係るもの＝6日
経由日数	2日
提出先	貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）
提出時期	変更許可申請と同時
提出方法	危険物（製造所・貯蔵所・取扱所）仮使用承認申請書（危険物の規制に関する規則 別記様式第7（変更許可及び仮使用の承認の同時申請時は同規則 別記様式第7の2、第7の3））による申請書2通及び作業明細書（大阪市危険物等規制規則 別記第5号様式）及び関係図書を添付し、貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）へ提出してください。
手数料	5,400円
相談窓口	貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	・標準処理期間（消防法等に基づく申請に対する処分 別表による） 変更許可申請（消防法第11条第1項）に係るもの C区分 ①製造所②屋外タンク貯蔵所③給油取扱所（区分D⑦除く）④移送取扱所⑤一般取扱所 D区分 ①屋内貯蔵所②屋内タンク貯蔵所③地下タンク貯蔵所④簡易タンク貯蔵所⑤移動タンク貯蔵所⑥屋外貯蔵所⑦自家用給油取扱所のうち、圧縮天然ガス等又は圧縮水素充填設備を設置するもの以外のもの⑧販売取扱所